

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2002-253996(P2002-253996A)

【公開日】平成14年9月10日(2002.9.10)

【出願番号】特願2002-21029(P2002-21029)

【国際特許分類第7版】

B 05 B 5/025

B 05 B 17/06

B 05 D 3/12

【F I】

B 05 B 5/025 F

B 05 B 17/06

B 05 D 3/12 F

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月6日(2005.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エアゾールを形成するのに使用される液体に粒子を浮遊させてなる懸濁液のための容器であって、同容器が側壁及び底壁を有し、同容器の上部に噴霧手段があり、同容器の下部内に液体と浮遊粒子が含まれ、かつ、ピエゾ電気変換器が容器の底に設けられその容器内の液体に振動を与えるようになされており、高電圧がピエゾ電気変換器に接続され、かつ、同高電圧接続部を操作員の作業から遮蔽するために絶縁物質のスリーブが同容器に設けられ、同高電圧接続を囲んでいる容器。

【請求項2】

上記容器が、電気伝導材料で作られピエゾ電気変換器用にアース接触部を形成する請求項1の容器。

【請求項3】

エアゾールを形成するのに使用される液体に粒子を浮遊させてなる懸濁液のための容器であって、同容器が側壁及び底壁を有し、同容器の上部に噴霧手段があり、同容器の下部内に液体と浮遊粒子が含まれ、かつ、ピエゾ電気変換器が容器の底に設けられその容器内の液体に振動を与えるようになされており、高電圧がピエゾ電気変換器に接続され、高電圧接続部はピエゾ電気変換器に接続されそこから外側に延びる接触部材を有し、上記容器は該接触部材を囲むスカート状壁を有し、同接触部材は上記容器から絶縁されており、かつ同高電圧接続部の接触部材を操作員の作業から遮蔽するために絶縁物質のスリーブが同容器に摺動脱着可能に設けられ、同高電圧接続部の接触部材を囲んでおり、上記スリーブは、該スリーブが形成する開口を閉じるための絶縁材料でできた横断壁を有し、同横断壁が上記容器の底壁と整合されており、上記スリーブは当該スリーブが上記容器に取り付けられた場合に上記接触部材と係合するように配置された接触装置を、備えている容器。

【請求項4】

沈着装置で使用される懸濁液用容器であって、上記懸濁液は基板上に沈着される粒子を含み、同容器は内室を囲む側壁と内室を閉じる底壁から成り、ピエゾ電気変換器が底壁の外側表面に取り付けられていて、上記容器は底壁に開いた凹部を形成するスカート状壁と

、該凹部内に設けられた絶縁サポートと、該絶縁サポートに保持されそして上記ピエゾ電気変換器に電気的に接続された接触部材であって上記容器とは反対側に所定部分を有する接触部材と、上記容器に脱着可能に装着されたスリーブとを備え、該スリーブは上記容器の凹部内の接触部材を外部から遮断するために、同容器のスカートの側部に沿って上方向に伸びる絶縁物質から出来ており、上記スリーブは当該スリーブが上記容器に取り付けられた場合に上記接触部材と係合するように配置された接触装置を有していることを特徴とする懸濁液用容器。